

令和2年4月1日成功者から対象

禁煙外来は**全額**助成となります

喫煙は様々な病気の原因となり、喫煙者だけでなく、たばこを吸わない周りの人にも健康被害が及びます。

家族や友人など大切な人の健康のためにも禁煙しましょう。

助成対象者

組合員（任意継続組合員を除く。）及び被扶養者
※医療機関で禁煙外来を受診し、禁煙に成功した方が対象です。

請求方法

禁煙に成功した場合、次の書類を共済事務担当課に提出してください。

● 禁煙外来助成金請求書

受診日、支払額等を記入してください。

● 禁煙成功証明書

家族や職場の同僚の方から禁煙を継続していることの証明を受けてください。

● 領収書及び診療明細書（原本）

医療機関発行の禁煙外来を受診したことが確認できるもの

※請求書・証明書は共済組合ホームページ[こちら](#)からダウンロードできます。

